

書籍紹介

法と民主主義 2015年2・3月号【496号】

特集★原発災害を絶対に繰り返させないために（パートVI）

—あれから4年「フクシマ」の現在と私たちの課題そして展望—

<http://www.jdla.jp/houmin/>



福島第一原発の重大事故から四年。

一方で原発被害の風化が危惧され、川内原発、高浜原発の再稼働に向けて強引に事が運ばれているが、他方で大飯原発では差し止め判決が勝ちとられ脱原発訴訟のネットワークが作られ広がり、住民のADR集団申し立てが広がり、全国で二五件以上もの原発被害者訴訟が提訴されて、被害者、弁護団、学者、支援者達たちの協同と連帯が広がりつつある。

本特集は、こうした「風化」など許さない福島現在の状況と、現在の大きな

運動の広がり現状と展望を伝えるものである。

〈企画Ⅰ あれから四年『フクシマ』の現在〉は、文字通り、原発事故から四年を経た福島の状況を二人の方に伝えて頂いた。

今野順夫元福島大学学長の論稿「原発被災からの『回復』の現段階」は、原発被災者の方々の過酷な広域的・長期的避難、そして震災関連死の増大、帰還の困難、地域・生業の回復の大きな遅れといった全体状況を、客観的な数字を示して明らかにしている。この状況の中での国・東電の補償打ち切りに向けての動きに

は、本当に怒りを禁じ得ない。

東京新聞・原発取材班キャップである山川剛史氏の『『遠い夜明け』福島第一原発の状況』は、福島第一原発の現場の状況を伝えている。目の前の最大の問題である汚染水の発生と増加、そして海への流出が続いている。一方廃炉作業は、極めて高い放射線量の中で、手法自体が手探りであり、三〇年ないし四〇年かかるといわれている作業行程の、今はまだ入り口にも立てていない、「(入り口の)ドアをロックしている段階」である。

〈企画Ⅱ 原発被害の完全回復と原発のない社会を目指して〉は、今年二月一六日に行われた『『原発と人権』ネットワーク』が企画したシンポジウム「原発事故から四年 今求められていることは」における、四本の基調報告・問題提起を、各報告者にまとめていただいた論稿である。この企画は、原発を巡る昨今の揺り戻しと一方での運動の広がり・発展のなかで、①どうやったら本当に原発を止められるか。訴訟、運動の現状と課題は何か。脱原発を実現する上で再生可能エネルギーへの転換をどう実現できるか。②被害回復のための新しい政策形成が必要といわれているが、そうしたことを視野においた訴訟、運動をどう進められるのか。という、脱原発と被害回復の二つの柱について、同じ場で基調報告と問題提起をいただき、二つの柱を視野において各分野の参加者による意見交換を行い、運動の方向性を探ろうというものであった。企画は、各報告者のそれぞれ、きっちりした示唆的な報告をいただき、きわめて充実したものとなった。

第一報告は海渡雄一弁護士による「司法の力で原発を止める」。新たに明らかにされた、国や東電の危険性の認識とその隠蔽の諸事実なども指摘し、3・11後の脱原発訴訟の状況、大飯原発差し止め判決にも触れて、脱原発訴訟の取り組みの現段階と課題、展望を明らかにしている。

第二報告は千葉恒久弁護士による「ドイツの脱原発を生んだ『もう一つの反

原発運動』。ドイツが脱原発政策に転換するまでの、四〇年近い市民運動の紆余曲折の経過と、「もう一つの脱原発運動」（住民運動・地方政府によるエネルギー政策の転換）の重要性を明らかにして、極めて示唆的である。

第三報告は小海範明弁護士の「被害回復に向けて——ADR和解の現状と今後」。現在大きく広がってきている被害住民の集団ADR申立の動きの現状、その中で獲得された内容・成果と見えつつある限界、そして集団申し立てによる地域住民結集の可能性などを語り、これも極めて示唆的である。

第四報告が小野寺利孝弁護士の「今日、原発公害裁判闘争の間われること——福島原発被害者の基本要求を実現するために」。今こそ、幾多の「公害裁判闘争」の経験に踏まえて「原発公害裁判闘争」に問われる諸課題を明らかにし、全国各地でこの裁判闘争を担う原告団、弁護団、支援が現状認識を共有したうえで、被害者の「基本要求」実現を目指し全国的な統一闘争を検討すべき時期を迎えつつあるのではないかと提起し、いわきの二つの訴訟を例にして、訴訟戦略と裁判闘争の到達点、課題を紹介し、問題提起している。政策形成訴訟・運動の戦略論の展開と言えよう。

いずれも力のこもった、充実の論稿である。この特集を是非お読みいただきたい。そして、運動の示唆にしていただければ嬉しい。

「法と民主主義」編集委員会 海部幸造（弁護士）